

山梨県立図書館の指定管理者の候補者について

山梨県立図書館の指定管理者の候補者については、山梨県立図書館指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年度2月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立図書館
2 指定の期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日
3 応募団体	きらっとやまなし共同事業体
4 指定管理者の候補者	名称：きらっとやまなし共同事業体 住所：甲府市貢川1丁目4番27号
5 候補者の選定理由	<p>(1) 選定理由・講評等</p> <p>候補者（きらっとやまなし共同事業体）の提案は、賑わいの創出や幅広い利用者ニーズへの対応など、教育委員会が示した管理運営業務の方針及び基準に合致するものと認められる。</p> <p>また、利用者の増加を図るための具体的手法が示されており、実現の可能性が高いと見込まれる。</p> <p>現在の指定管理期間における運営実績に基づき、安定した運営が可能な職員体制及び経理的基盤を有しているとともに、安心・安全な施設管理に期待が持てることから、本施設の指定管理者の候補者として選定することとした。</p> <p>なお、今後はより多様な自主企画事業の提案及び費用対効果の向上に取り組まれるとともに、サービスのデジタル化における公平性の確保に、一層努められたい。</p> <p>(2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり</p>

6 指定管理者選定委員会
の概要

(1) 委員会の構成

委員長：山梨学院大学法学部教授 永井 健夫

委員：(公財)山梨総合研究所 調査研究部長
佐藤 文昭

委員：萩原公認会計士・税理士事務所 所長
萩原 勝

委員：都留文科大学准教授 日向 良和

委員：(株)サン・グローバル総合研究所
代表取締役 藤田 泰一

(2) 審査日時

第1回：令和2年6月12日
概要 募集要項、審査基準の検討等

第2回：令和2年9月17日
概要 応募団体ヒアリング、企画提案審査

第3回：令和2年9月24日
概要 指定管理者の候補者の選定及び選定結果報告書の作成

○採点結果

選定基準	審査項目	配点	きらっとやまなし 共同事業体
1 施設の管理運営の方針等の総合的な事項	施設運営の実施方針	5	4.0
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	5	3.0
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	10	6.5
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	6.0
3 事業計画の内容が、施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	5	3.5
	施設の維持管理の効率性	5	4.0
4 県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	3.0
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力	5	4.0
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	5	3.8
6 自主企画事業の実施	自主企画事業の考え方、具体的手法及び期待される効果	10	7.0
7 施設の管理運営に係る経費	提案価格	30	30.0
	利用料金の納付率	5	1.0
合 計		100	75.8

○提案価格〔4か年〕

きらっとやまなし共同事業体 321,988千円
 (参考：4か年の平均 80,497千円)

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。